

4. 大阪体育学研究編集委員会規程

- 1 会則第3条3および第4条による大阪体育学会編集委員会（以下委員会）の運営は本規程により行うものとする。
- 2 委員会は大阪体育学研究（OSAKA RESEARCH JOURNAL OF PHYSICAL EDUCATION）の編集に関して次の任務にあたる。
 - 1) 編集発刊に関する一切の業務
 - 2) 投稿された論文の審査依頼、原稿の分類および原稿掲載可否の決定
 - 3) その他編集に関する事項
- 3 委員会は大阪体育学会理事より会長が委嘱する。委員の任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。
- 4 委員会に委員長および副委員長を置く。委員長および副委員長は会長が委嘱する。
- 5 論文の審査規程および編集に関する事項は別に定める。
- 6 委員会の召集、開催については委員長が行う。

附則

- 1) 平成3年12月15日より施行する。
- 2) 平成29年4月1日より施行する。
- 3) 令和6年3月17日より施行する。